

A I ・半導体産業基盤強化フレーム

1. 事業規模

産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から、今後 10 年間で 50 兆円を超える A I ・半導体関連産業全体での国内投資を官民協調で実現するため、政府は、2030 年度までに、

- (1) 次世代半導体研究開発やパワー半導体量産投資等への補助及び委託等として 6 兆円程度（補助及び委託等）
- (2) 次世代半導体量産投資や A I 利活用に向けた計算基盤整備等への出資や債務保証等として 4 兆円以上（金融支援）

全体として 10 兆円以上の A I¹ ・半導体分野への公的支援を必要な財源を確保しながら行う。その際、A I ・半導体の活用を通じた情報処理の高度化は、エネルギー消費の削減に寄与することを踏まえ、エネルギー対策特別会計で区分して経理する²。

A I ・半導体分野への国による支援については、効果的に A I ・半導体分野への投資を促進していく観点から、①世界で戦い抜くための戦略を持ち、我が国の幅広い産業の競争力強化、経済成長、地方創生につながること、②サプライチェーンにおけるチョークポイントとして経済安全保障上重要な物資や技術であること、③国による中長期的な財政上のコミットがない限り、民間企業だけでは必要かつ十分な投資が行えないこと³、を条件として支援する。

また、第三者の外部有識者による評価等の下で、支援フレーム全体及び支援対象事業の政策目的の達成状況を検証するとともに、大規模な支援対象事業については適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認しながら、事業計画の認定・見直しや支援継続の要否等を議論する枠組みを設ける。

2. 財源等

(補助及び委託等)

将来の財政投融资特別会計投資勘定からの出資・収益確保につなげる観点から、財政投融资特別会計からエネルギー対策特別会計に複数年度にわたって繰り入れることにより、2.2 兆円程度を確保する⁴。その際、2030 年度までの A I ・半導体分野への支援については、一度に多額の資金が必要と想定されることから、必要に応じ、つなぎ

として、エネルギー対策特別会計の負担で特会債を発行する⁵。

また、産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持のために予算措置してきた基金等からの国庫返納金、半導体支援を行う基金の執行残額の活用及び商工組合中央金庫の株式売却収入により、1.6 兆円程度を確保する。

この他、A I ・半導体の活用を通じた D X の加速が G X の効果を最大化することや、今後増大するデータセンターの電力需要への対応等を踏まえた G X 経済移行債等⁶の活用⁷に加えて、産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持のために予算措置してきた基金の点検・見直しによる国庫返納金⁸の活用により、2.2 兆円程度を確保する。

(金融支援)

4 兆円以上の規模が見込まれる民間融資への債務保証や出資といった金融支援を実現するため、財政投融资特別会計投資勘定からの産業投資による出資、及び G X 経済移行債の活用等により必要な財源を確保する。

上記の方針に基づき、次世代半導体の量産等に向けた金融支援等を実施するために必要な法案を、次期通常国会に提出する。

- 5 つなぎとして発行する特会債は、財政投融资特別会計からエネルギー対策特別会計への繰入により確保する財源の範囲内で、償還及び利払いの見通しを踏まえて発行する。償還期間は、官民協調での G X 投資を実現するために発行している G X 経済移行債の償還期間等を踏まえ、2050 年度までとする。
- 6 エネルギー対策特別会計において実施している省エネ A I 半導体及びシステムに関する技術開発事業等を指している。
- 7 G X 経済移行債の活用は、毎年の予算編成において、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（2023 年 7 月 28 日閣議決定）の国による投資促進策の基本原則を満たすと判断された場合に限る。後述の金融支援における G X 経済移行債の活用も同様である。
- 8 産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持のために繰り入れられた経済産業省所管の基金執行残額の国庫返納金に限る。

1 半導体の高度化と一体となった A I 技術基盤の開発・事業化。
2 財政投融资特別会計投資勘定から直接出資するもの、「重要物資の安定供給のためのサプライチェーン強靱化支援」のうちエネルギーの効率化に資さないものを除く。
3 具体的には、国内で実現の目処が立っていない最先端の A I ・半導体関連の技術開発や量産投資を他の企業に先んじて行う場合を想定している。
4 1. (1) 及び (2) に対する財政投融资特別会計投資勘定からの財源は、3 兆円程度とする。

財政投融资特別会計（財政融資資金勘定・投資勘定）の仕組み

財政投融资とは、国の投融资活動であり、その資金供給方法は財政融資、産業投資などに分けられます。

財政融資とは、財投債（国債）の発行により調達された資金などによって構成されている財政融資資金を活用し、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対し、長期・固定・低利で行われる融資です。財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。この財政融資資金の運用に関する経理を財政融資資金勘定で行っています。

産業投資とは、NTT株、JT株の配当金などを原資として行う、産業の開発及び貿易振興のための投資（主として出資）です。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対して、投資により資金を供給しています。この産業投資に関する経理を投資勘定で行っています。

財政投融资は中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援など、様々な分野において活用され、我が国の国民生活や経済成長に貢献しています。

情報処理促進法改正案において財政投融资特別会計投資勘定に関連する規定（抜粋）

（先端半導体・人工知能関連技術債等の償還）

第七十条 先端半導体・人工知能関連技術債等（先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第七十二条第二号において同じ。）をいう。同号において同じ。）については、同条の規定による繰入金により、令和三十三年度までの間に償還するものとする。

（財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第七十二条 次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間においては、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円（株式会社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額）に達するまでの金額を繰り入れることができる。

- 一 先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用 令和七年度から令和十二年度までの間
- 二 先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの 令和七年度から令和三十三年度までの間

出典：情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案条文より抜粋
令和7年4月9日（水）衆議院 経済産業委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

（重要部分に階事務所にて下線を記入）

出典：財務省主計局「令和6年度版 特別会計ガイドブック」より抜粋（重要部分に階事務所にて下線を記入）
令和7年4月9日（水）衆議院 経済産業委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

